

業務委託契約書（案）

委託者 沖縄県知事 (以下「甲」という。)と、受託者
(以下「乙」という。)とは、令和８年度自動車騒音常時監視業務について、次のとおり委託契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、県内主要道における自動車交通騒音状況を把握し、もって、生活環境の保全に資するため、自動車騒音常時監視業務を乙に委託するものとする。

(委託料)

第2条 甲が乙に支払う委託料は、 円とする（うち取引に係る消費税及び地方消費税額は、 円）。

(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

(履行期間)

第3条 契約締結日から令和9年3月12日まで

(契約保証金)

第4条 契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号の規定に該当する場合は免除。

(仕様書)

第5条 乙は、業務仕様書及び次条に定める実施計画書に基づき、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

(実施計画書)

第6条 乙は、仕様書に基づき、委託業務を実施するために必要な基本的な考え方を示した実施計画書を定め、契約締結の日の翌日から起算して14日以内に甲に提出しなければならない。

2 前項の実施計画書には、以下に掲げる事項を必ず定めなければならない。

- (1) 調査の内容
- (2) 調査の実施方法
- (3) 調査の担当者
- (4) 調査の日程

(実施計画の変更)

第7条 甲又は乙の事情により、実施計画書の内容を変更するときは、事前に協議するものとする。

2 前項の協議が整った場合は、乙は速やかに実施計画書の変更内容を記載した書面を提出し、甲の承認を得なくてはならない。

(再委託の制限)

第8条 乙は、委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たとき、又は印刷・製本等の容易かつ簡易な業務を第三者に委任するときについてはこの限りでない。

(権利義務の譲渡禁止)

第9条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(成果物の帰属)

第10条 この契約によって作成された報告書及びその他の成果（以下「成果物」という。）は、甲に帰属するものとする。

(著作権)

第11条 乙は、委託業務の実施に当たり、第三者の著作権又はその他の権利の対象となっている物件、手法等を使用するときは、必要な手続をとる等当該使用に関して責任を負うものとする。

2 乙がこの委託業務により取得した著作権は、甲の権利とする。

(委託業務の調査等)

第12条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

2 甲は、前項の規定による報告の結果、必要があるときには、乙に対し適当な措置をとるべきことを指示することができる。

(業務内容の変更等)

第13条 甲は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、若しくは委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(検査及び引き渡し)

第14条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して委託業務完了報告書及び成果物（以下「報告書等」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項に定めるもののほか、委託業務を実施するに当たり、随時必要な書類の提出を求めることができる。

3 甲は、報告書等を受理したときには、受理した日の翌日から起算して10日以内に目的物について検査を行わなければならない。

4 乙は、前項の検査の結果不合格になり、報告書等の補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届出及び報告書等を提出して再検査を受けなければならない。

5 委託業務の引渡しは、第3項の検査又は前項の再検査に合格したことをもって完了とする。

(委託料の請求及び支払い)

第 15 条 乙は、前条の規定による検査に合格したときには、甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は前項の規定による請求の内容が適正であると認めたときは、当該請求を受けた日から起算して、30 日以内に乙に委託料を支払わなければならない。

(損害の負担)

第 16 条 この委託業務の処理にあたって発生した損害（第三者におよぼした損害を含む。）は、乙の負担とする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第 17 条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、履行期間満了の日までに委託業務を完了することができないことが明らかであると認められる場合であって、履行期間経過後相当の期間内に完了できると認められるときは、甲は、乙から履行遅延金を徴収して、履行期間を延長することができる。

2 前項の履行遅延金は、同項に定める相当の期間内において、履行期間満了の日の翌日から起算して、委託業務が完了した日までの日数について、契約金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額とする。

3 乙は、甲がその帰すべき事由により、第 15 条第 2 項に定める期間内に、契約金額の支払いを行わない場合にあっては、甲に対し、当該金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額による遅延利息の支払いを請求することができる。

(甲の契約解除権及び違約金)

第 18 条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、契約保証金を免除されているときは、乙は損害賠償金として委託料の 100 分の 10 相当額を甲に支払わなければならない。

(1) 乙が正当の理由なく、甲に対し契約の解除を申し出たとき

(2) 乙の責めに帰すべき事由により、期限内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき

(3) 乙が正当の事由なく、10 日以内に委託業務に着手しないとき

(4) 乙が、第 8 条又は第 9 条の規定に違反したとき

(5) 乙又はその代理人、使用人等が、委託業務の履行に関し、不正な行為を行ったとき

第 19 条 甲は前条に規定する場合の外、必要があるときは契約を解除することができる。

2 前項の規定によりその契約を解除した場合において、甲の責めに帰すべき事由により乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合、損害賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(乙の解除権及び違約金)

第 20 条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、契約を解除することができる。

(1) 甲が第 13 条の規定により業務内容を変更し、又は一時中止したため、契約金額が 3

分の2以上減少したとき。

(2) 甲が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

2 前項による損害賠償額は、甲乙協議して定める。

(秘密の保持)

第21条 乙は、委託業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、甲以外の者に対し、この委託業務の成果を公表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(契約不適合責任)

第22条 甲は、第14条第5項に規定する引渡しの完了の日から起算して、1年以内に限り、引き渡された成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合、乙に対し、その契約不適合の補修を求めることができる。

2 甲は乙に対し、前項の契約不適合により生じた損害の賠償を請求することができる。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第23条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第24条 乙は、委託業務に要する経費について、その収支を明らかにした専用の帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかななければならない。

(費用の負担)

第25条 この契約の締結及び履行に関し必要な経費は、乙の負担とする。

(契約外の事項又は契約についての疑義)

第26条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

特記事項

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人で

ある場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第2条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第3条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

以上の契約締結の証として契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保持する。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県知事

印

乙

印